

令和8年9月30日

長崎県長崎市「宿泊税」の変更

長崎県長崎市から協議のあった法定外目的税の変更について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

変更される長崎市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	長崎県長崎市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	長崎市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅
税收の使途	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額 ・6千円未満 100円 ・6千円以上2万円未満 300円 ・2万円以上 500円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約8.4億円
課税免除等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・部活動または地域のクラブチームとして、宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約2千万円
課税を行う期間	条例施行後3年ごとに見直しを行うこととする規定あり

※下線部が変更箇所を示す。

- ・令和8年 3月12日 長崎市議会にて条例案可決
- ・令和8年 3月19日 総務大臣協議
- ・令和8年 9月30日 総務大臣同意
- ・令和9年 4月 1日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：小西課長補佐、立川係長、大原、有村

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。